

「宮城の将来ビジョン」における体系	政策名	9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	政策担当部局	土木部、企画部、保健福祉部、経済商工観光部、教育庁
				評価担当部局	土木部

政策の状況
政策で取り組む内容

人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進します。

さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れます。

一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられます。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していきます。

また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図ります。

政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	事業費 (決算(見込)額、施策の事業費合計)	目標指標等の状況	現況値 (測定年度)		達成度	施策評価
				現況値	達成度		
24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	2,303,162千円	商店街の空き店舗率	13.6% (平成19年度)	C	概ね順調	
			「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合	11.1% (平成17~19年度)	C		
			医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合	57.0% (平成18年度)	A		
			公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数	3.6冊 (平成18年度)	A		
			県内移動における公共交通の利用率	18.5% (平成17年度)	A		

※目標指標等の達成度 A:「目標値を達成している」
 B:「目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している」
 C:「目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している」
 N:「現況値が把握できず、判定できない」

政策評価(総括)

政策の成果(進捗状況)	評価	評価の理由・各施策の成果の状況
・各施策の成果等から見て、政策の進捗状況はどうなっているか。	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策で取り組んだ。 都市計画基礎調査の実施等により、平成22年中の都市計画マスタープランの見直しに向け策定作業は順調に進捗している。 中心市街地や商店街の活性化に向け、中心市街地活性化基本計画を策定予定の市町村に支援を行うなど、計画策定作業は順調に進んでいる。 「宮城県交通計画」の改訂作業が終了し、今後の地域交通の維持や充実に向けた指針ができた。 以上のことから、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の成実は、概ね順調に推移していると考えられる。

政策を推進する上での課題等 ※施策の必要性・有効性・効率性の観点からの課題等

・まちづくりの主体は市町村であることから、都市計画区域の再編及び都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、市町村と積極的に調整し、その結果を計画案に反映させていく必要がある。

・「中心市街地活性化基本計画」を作成予定の市町村は、事前に国の認定を受ける必要がある。

・独自の交通手段を持たない住民にとって地域生活交通の確保は欠かせないものであり、地域住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わる必要がある。また、新たに策定した「宮城県総合交通プラン」に基づく、地域交通の維持や充実のための施策を実施する必要がある。